



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アーバネットコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田 中 敦
(コード番号 3242 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役
上席執行役員管理本部長 赤 井 渡
(TEL. 03-6550-9160)

業績連動型株式報酬制度の一部改定及び継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年より導入しております当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び当社子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の取締役」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定済みの信託を「本信託」といいます。）について、本制度を一部改定の上、継続することを決議し、本制度に関する議案を 2026 年 9 月 25 日開催予定の第 29 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定及び継続について

当社は、当社等の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社等の取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を 2023 年より導入しております。

今般、当社等の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、及び当社等の取締役の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度を一部改定し、交付する当社株式に譲渡制限を付す「役員向け株式給付信託（RS 交付型）」として継続することを決議し、本議案を本総会に付議することといたしました。従前の本制度の内容につきましては、2022 年 8 月 4 日付「当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2024 年 6 月 20 日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の主な改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定します。詳細は、「3. 改定後の本制度に係る報酬等の額及び内容」をご参照ください。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託 (R S 交付型)
当社が拠出する金員の上限	1 事業年度あたり 48 百万円 (うち、当社の取締役分として 35 百万円) に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。	1 事業年度あたり <u>131 百万円</u> (うち、当社の取締役分として <u>96 百万円</u>) に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。
当社等の取締役に給付する当社株式 (付与ポイント数) の上限	1 事業年度あたり 130,600 ポイント (うち、当社の取締役分として 100,600 ポイント) に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数。	1 事業年度あたり <u>248,000 ポイント</u> (うち、当社の取締役分として <u>182,000 ポイント</u>) に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数。
当社等の取締役に対する当社株式の給付時期	当社等の取締役の退任時	<u>各事業年度の業績確定後、一定の場合を除き、譲渡制限契約を締結の上、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付 (譲渡制限の解除時期は当社等の取締役の退任または退職時)</u>

3. 改定後の本制度に係る報酬等の額及び内容

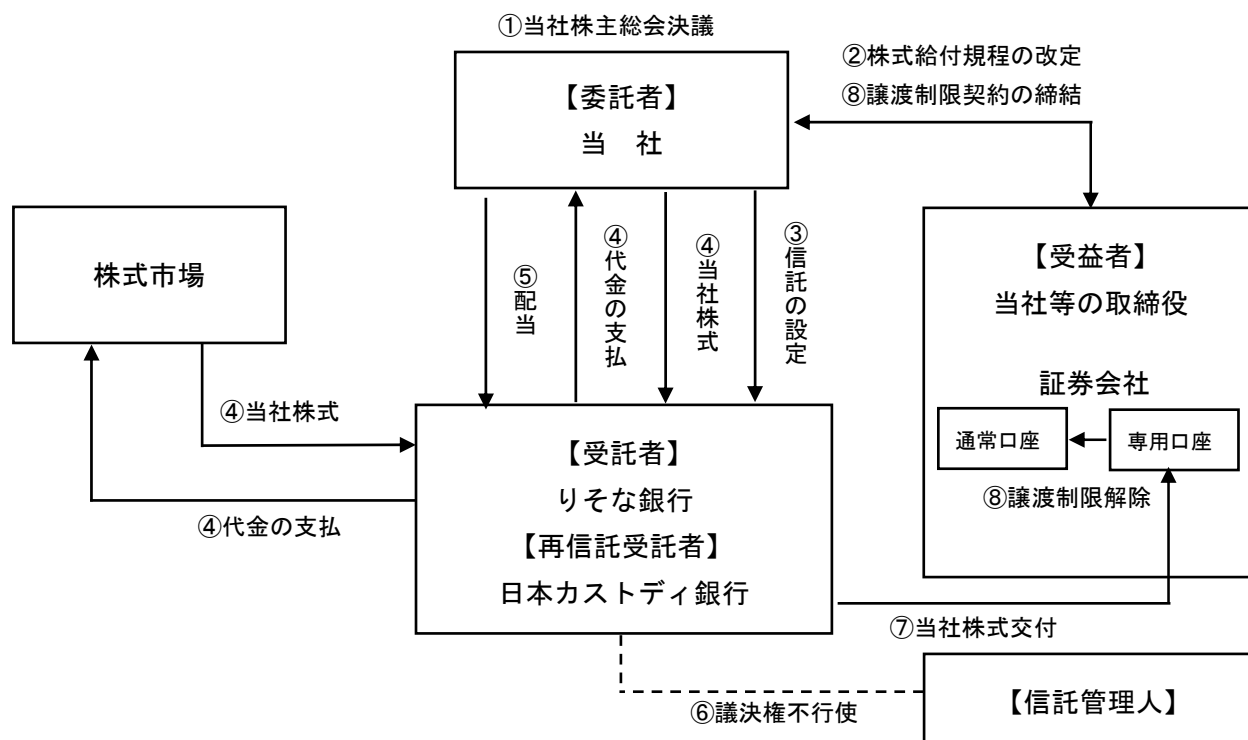
(1) 本制度の概要

本制度は、当社等の取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程 (以下、「株式給付規程」といいます。) に基づいて、当社等の取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式 (以下、「当社株式」といいます。) 及び当社株式の時価に相当する金銭 (以下、「当社株式」と併せて「当社株式等」といいます。) を、本信託を通じて、当社等の取締役に交付及び給付 (以下、当社株式の交付と当社株式の時価に相当する金銭の給付を併せて「当社株式等の給付」といいます。) する株式報酬制度です。

なお、当社等の取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各事業年度の業績確定後とし、当社等の取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と当社等の取締役との間で譲渡制限契約を締結の上、退任または退職時までの譲渡制限を付することとします (詳細については下記 (7) のとおりとします。)

また、改定前の本制度において、当社等の取締役に付与済みのポイントについては、本総会での承認を条件に、本総会后、当社が別途定める時期に当社株式の交付を受けることとします。なお、当社等の取締役に交付される当該当社株式についても、交付前に当社と当社等の取締役との間で譲渡制限契約を締結の上、退任または退職時までの譲渡制限を付することとします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は本総会において、本制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度に基づく株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて行使しないものとします。
- ⑦ 当社等の取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各事業年度の業績確定後に株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした当社等の取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、証券会社開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則、当社と当社等の取締役との間で、交付日から当社等の取締役の退任または退職日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、当社等の取締役の退任または退職時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(2) 本制度の対象者

当社等の取締役とします。

(3) 本制度の改定後の対象期間

2027年6月末日で終了する事業年度から2030年6月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）及び本対象期間経過後に開始する4事業年度ごとの期間（以下、本対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2023年2月13日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく当社等の取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり131百万円（うち、当社の取締役分として96百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（本対象期間（4事業年度）について524百万円（うち、当社の取締役分として384百万円））を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

なお、当社は、本対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、131百万円（うち、当社の取締役分として96百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（本対象期間を含む）において当社等の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社等の取締役に対する給付未了のものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 当社等の取締役に給付する当社株式の算定方法及び上限

当社等の取締役には、対象期間の各事業年度において、株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等に応じて算出されたポイントが付与されます。

対象期間中に当社等の取締役に対して付与されるポイント数は、1 事業年度あたり 248,000 ポイント（うち、当社の取締役分として 182,000 ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数（本対象期間（4 事業年度）については 992,000 ポイント（うち、当社の取締役分として 728,000 ポイント））を上限とします。

なお、付与されたポイントは、当社等の取締役に対する株式給付に際し、1 ポイント当たり当社株式 1 株に換算されます（1 ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。そのため、各対象期間において本信託が取得し当社等の取締役に給付する株式数の合計は、248,000 株（うち、当社の取締役分として 182,000 株）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた株数（本対象期間（4 事業年度）については 992,000 株（うち、当社の取締役分として 728,000 株））を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 当社等の取締役に対する当社株式等の給付

原則として、各事業年度の業績確定後、下記 4. の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、本制度に基づき付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、各事業年度中に当社等の取締役が退任する場合や、各事業年度終了後に株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。また、対象期間中に当社等の取締役が死亡した場合や、海外赴任等により国内非居住者となることが合理的に見込まれる場合等については、譲渡制限を付さず、付与ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限額及び上記（6）の当社等の取締役に給付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(7)により当社等の取締役に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信

託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する当社等の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、当社等の取締役と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

4. 当社等の取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

当社等の取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と当社等の取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（当社等の取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の3.（7）をご参照ください。）。

（本譲渡制限契約の主な内容）

- ① 当社等の取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社等の取締役が退任または退職し、役員及び社員のいずれの地位も有しなくなった（死亡による退任または退職を含む。以下同じ。）日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、当社等の取締役が任期満了その他の正当な事由により、当社等の取締役が退任または退職し、役員及び社員のいずれの地位も有しなくなった場合には、当該退任または退職時点において当社等の取締役が保有する当該株式について当該退任または退職の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会または取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、当社等の取締役が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社等の取締役が証券会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

①名称（改定後）	役員向け株式給付信託（ＲＳ交付型）
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④受益者	当社等の取締役のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係を有しない第三者
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	2023年2月13日
⑧信託の期間	2023年2月13日から本信託が終了するまで
⑨本信託契約の改定日	2026年9月（予定）

以 上